

令和8年度綾部市指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、気候変動適応法第21条に「指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という。)」が規定されました。クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒情報(アラート)(※)が発表された際に、暑さをしのげる場所として一般に開放する場所のことで、市は、冷房施設を有するなどの要件を満たす施設を、クーリングシェルターとして指定します。

市では市内の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定すると共に、クーリングシェルターの活用にご理解の上、ご協力いただける民間施設を募集します。

2 指定要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

3 確認事項

- (1) クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、市と協定を締結していただきます。
- (2) クーリングシェルターの指定施設は、市ホームページ等で公表します。
- (3) 市が用意するポスター等の掲示をお願いします。
- (4) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (5) 環境省が発表する熱中症予防情報の把握に努めてください。
- (6) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (7) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費は各施設でのご負担となります。
- (8) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負いません。

4 開放日

協定締結日から10月21日(水)のうち、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに限ります。

翌年度以降は、国が定める5月の第3水曜日から10月の第3または第4水曜日まで

の期間となります。

5 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）まで。

6 応募方法

「綾部市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）登録書」に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールで提出してください。

7 送付、問い合わせ先

綾部市健康こども部 保健推進課

電 話 （0773）42-0111

ファクス （0773）42-5488

E-mail hokensuisin@city.ayabe.lg.jp

※ 熱中症特別警戒情報（アラート）の概要

従来から運用されている「熱中症警戒アラート」に加え、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が創設されました。「熱中症特別警戒アラート」は、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合に発表されるものです。

京都府内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において翌日の日最高暑さ指数が35以上になることが予測された場合に、前日午後2時に発表されます。

京都府内の暑さ指数情報提供地点：8か所

【間人、宮津、舞鶴、福知山、美山、園部、京都、京田辺】